

令和4年度 第3回大田区子ども・子育て会議（議事要旨）

日時：令和5年1月31日（火）13時30分から15時まで

（ハイブリット形式）

場所：本庁舎 201～203 会議室

出席委員：澁谷委員、柴田委員、野村委員、加藤委員、齋藤委員、内山委員、趙委員、森委員、和田委員、森谷委員、田尻委員、末安委員、海老澤委員 13名

区側出席：有我こども家庭部長、酒井こども家庭部参事（特命担当）（児童相談所開設準備担当課長／こども家庭部副参事（放課後居場所づくり担当）事務取扱）、長沼子育て支援課長、村田こども家庭支援センター所長、柳沢保育サービス課長、早田保育サービス推進担当課長、北村こども家庭部副参事（子育て施設基盤整備担当）、政木教育総務課長、志賀統括指導主事、濱田幼児教育センター所長代理（幼児教育センター幼児教育担当係長）、佐藤青少年健全育成担当課長、千葉スポーツ推進課長、鈴木国際都市・多文化共生担当課長、青木こども生活応援担当課長（副参事（地域共生推進担当）兼務）、荒浪健康づくり課長、松尾住宅担当課長代理（建築調整課住宅担当係長）、五ノ井都市基盤計画調整担当課長、中山公園課長 18名

1 開会

【澁谷会長】

今期での会議は最終回となりますが、今回の会議はオンラインと対面を組み合わせたハイブリット式での開催方法となりました。今後はオンラインの特性を生かしていきながら、対面でないといけないものとオンラインで対応が可能なものを分けていきながら会議を開催することとなると思います。今回の会議については委員同士での議論を深めたいという意図でハイブリット形式での会議となりました。試行錯誤の部分があるため会議の開催方法についてもご意見がありましたら、いただければと思います。

会議の内容については国の方でも少子化対策を意識した政策に取り組んでいるところです。また来年度からはこども家庭庁も発足するなど社会状況は大きく変化をしております。私自身も国の調査研究に関わっていますが、様々な施策案が検討段階のため現状では具体的な議論が難しいところもあろうかと思えます。しかし、その中で全国の区市町村を見ていくと工夫を凝らすことで、少し変化をもたらすことが出来た自治体があることも事実です。色々な制約があることで思うように展開できない部分もあるかと思えますが、ぜひこの場で色々な意見を出しながら新しい子ども・子育て施策を形作れば良いなと思っております。

2 議事

○次期子ども・子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）において優先的に取り組むべ

き主題の検討について

【澁谷会長】

議事について、事務局から説明をお願いします。

【長沼子育て支援課長】

資料2、資料3により説明

＜主な質疑・意見＞

【澁谷会長】

ありがとうございます。現状について多岐に渡り網羅しているため、その場で確認するのは難しいかと思えます。色々と皆様にアイデアをいただきながら議論を深めていければと考えております。今回の会議では前回のご意見やこの間の区の動向などを踏まえて、少し区の方でも課題について整理をしています。

最後に説明があった、【資料3-2】にあたる令和7年度から11年度までの次期大田区子ども・子育て支援計画主題抽出シートが配布されています。次期計画を策定するうえでは、すべて重要な主題だとは思いますが、まずは子どもの人権が保障され、子どもが大田区に住んでいれば助けを求めたときに誰かが助けてくれるような街にしていかなければいけません。それが軸となり選ばれる自治体となるためには不可欠であろうと、事務局の説明でした。

その中で特に重点的に説明があったのが「No.4 児童虐待の防止」についてどのような課題があり、どのような取り組みが必要になるのか。前回出した意見と同じであってもよいのでお出しただけければと思います。併せて「No.23 子どもの居場所づくり」、こちらも国の方でも様々な政策を講じているところです。大田区の中でも子どもたちが歩いて行ける範囲で居場所をどう作っていくのかがテーマになっています。三点目として「No.28 子どもに向けた情報発信の強化」です。前回の会議でも、子どもに情報をどう届けるのか、行政で様々なサービスを提供していますが情報を分かりやすく伝えるための仕組みづくりが必要なのではないかということをお話を区として考えたいという意見です。

それでは事務局から指定のあった3つの主題についてご議論いただければと思います。それ以外の主題に関するご意見はその後に意見を伺います。

【斎藤委員】

虐待について発言させていただきます。虐待の効果的な予防として必要だと感じることは、お子さんが生まれる前に親がどのような行為が虐待になるのかを正しく理解することではないかと思えます。全国的な虐待の傾向として心理的虐待の件数が増えてきています。増加の背景として面前DV（※）が心理的虐待の1つとしてカウントされることになったことが考えられます。

※子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止

法（2000年成立）の2004年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。

また虐待の支援に当たっては市区町村の区域を越えた支援が必要となることもあるため、都道府県や他自治体との連携も必須かと思えます。

ヤングケアラーの問題なども共通してきますが、子ども達が安心して生活できる環境を保障することは日本の将来のためにも重要な課題であると思えます。

【澁谷会長】

様々な側面からのご意見がありましたが、1つは虐待を防ぐために予防的な視点があった方がよいというご意見でした。児童相談所が設置されれば虐待の問題が解決するわけではなく、大人が虐待とは何か、また子育てとは何かということを正しく理解しなければ虐待件数自体は減らないのではないかというのが1点目のご指摘だったかと思えます。

2点目が地域だけではカバーできない問題があるので、東京都などの他自治体と連携が必要となるというご指摘でした。他自治体で実施した意識調査では「体罰は良くないことだ」という人の割合が半数を超えてきたと報告がありました。啓発をおこなうことで、徐々に社会的な認識が変わってきているなと感じています。

【森委員】

本日から委員に就任したということで初歩的な質問で申し訳ないのですが、一般的に児童虐待が起きる要因などはあるのでしょうか。

【澁谷会長】

虐待が発生してしまう要因は様々ありますが、一般的には、何かあったときに子育てを支援してくれる人がいないということが大きな要因になると言われています。いわゆる孤立の問題です。しかし虐待は複合的な要因から起きてしまうもので、その親御さん自身の育ちの環境や心理的な要因なども関係するといわれています。

【森委員】

虐待の支援に当たり、もし虐待が起きている要因がわかっているのであれば、その要因を1つずつ対応していく他はないのではないかと思います。先ほどもお話がありましたが、現代の課題は複雑化と複合化が進んでいて、国では「重層化」という呼び方をしていますが、課題解決が難しくなっているように感じます。

【澁谷会長】

ご意見ありがとうございます。他の委員におかれましても、生活する中で、こうなれば生活しやすいなどのご意見があればいただければと思います。

【田尻委員】

区への質問として、資料 2-1 の「2 区における子ども施策に関する課題など」の①産前産後から子育て期を通じた切れ目ない支援において「児童虐待の未然防止に取り組む予防的支援推進とうきょうモデル事業を実施」と記載がありますが、当該事業の概要や効果などを教えてください。

虐待と言う観点でいうと、問題が表層化していない家庭への支援が大切だと考えています。そのため明石市で実施しているような、おむつを無料でお届けする事業をアウトリーチ的な側面からも実施すれば有効なのではないかと思います。配慮が必要な家庭に関わり続けられる施策を充実させていくことが大切だと思います。また支援が必要な方が自ら発信しなくても、手を差し伸べてくれるような区になっていければいいなと思います。

私自身も障がい児の通所支援事業所を運営しており、お母さんに直接接する機会が多くあります。その中で複雑な課題に直面しているのに、支援機関と関係を切ってしまうと、より一層困難な状況に陥っている家庭を見ることがあります。そのため実際に支援する医療・福祉・教育などの担当者が行政と連携して支援するような方法があれば有効ではないかと感じています。母親としても区内で起きた悲しい事件のようなことが少しでも減ったらと考えています。

「No.23 お子さんに届く情報発信」に関することについては、子ども自身に関わってもらうことで有効な発信方法のアイデアが出てくるのではないのでしょうか。対象は子どもなので、子どもが主体者としてかかわってもらう必要があると思います。

【澁谷会長】

事務局に対して質問がありましたので、可能でしたら回答をお願いします。1つは予防的支援推進とうきょうモデル事業について、事業の概要についてと意見の中でアウトリーチが有効なのではないかという意見がありましたので、そのように自ら助けてほしいと発信しづらい家庭に対する支援という視点からも回答願います。

もう一点は支援機関の連携に関するご意見でした。連携の重要性は皆様ご理解しているかと思いますが、綿密な連携は出来ないという現状もあるかと思います。そのあたりについて、今後どのような連携体制とするのかイメージなどありましたら、ご説明願います。事務局の方でご回答可能でしたらよろしく願いいたします。

【村田子ども家庭支援センター所長】

まず予防的支援推進とうきょうモデル事業について回答いたします。こちらの事業は都の児童福祉審議会の提言を受けて実施した事業になります。趣旨としてこれまでのリスクが起きてから支援したのでは遅いのではないかという考えを基に、妊娠期の早い時期から支援を実施します。子育てや出産に関する細かい不安などについても相談支援を行い、虐待のリスクの未然防止に努めています。対象は 25 歳以下の初産の妊婦さんです。

妊娠期からの支援となるため最初に関わりを持つのは保健師ですが、子ども家庭支援センターのファミリーサポートワーカーが連携し一体となって支援を行っています。また継続的な支援を行うため、原則出産後から1歳になるまでも同じ担当者が支援を行っております。また各関係機関の連携強化を図るため各地域健康課と月1回のケース会議を開催しています。また本事業を利用していない方についても、月1回は関係機関が情報共有のための会議を設けています。会議を毎月開催することで担当者の顔がつながることで、連携も強化されているなど感じています。また母子保健部門以外の関係各所との連携については、様々な支援会議などを通じて連携強化に努めているところです。

【澁谷会長】

ありがとうございます。予防レベルの話では日頃顔を合わせる医療機関や学校などで接点を持っていく。その中でできることについては既に着手されているかと思えます。そのうえでこのような取り組みが大切であるところ、このような取り組みをより強化した方が良いのではないかとこのころがあればご意見をお願いします。

【斎藤委員】

区内でお子さんや親御さんを支援する事業を実施していますが、支援をするにあたり、親御さん自身が問題を抱えていることも多いなと言う印象を受けています。例えば ACE (adverse childhood experiences=子ども時代の有害な体験) スコアが高いなどです。

虐待の予防については、出産前からの継続的な支援が重要だと思います。痛ましい事件を防ぐためにも、既に実施していますが病院や母子保健部署などの医療部門と連携を取りながら産前産後ケアをもっと充実していく必要があると思います。

親御さんへの支援に当たっては従前の育児を頑張りましょうという支援方法だけではなく、親御さん自身も課題があることを認識して支援することが大切になっていきます。また支援が必要なのに、支援機関やプログラムの存在自体を知らない親御さんも多くいます。そのため支援について広報することも大切なことだと思います。

【澁谷会長】

ありがとうございます。子どもの生きづらさの背景について実は親御さんにも、そのような葛藤があるというご意見でした。支援者側もそのような課題があることは気づいてはいますが、具体的にどうするかまで結びついていない実態があるのかもしれない。支援者側のきめ細やかさが求められているのかなと思います。

【森谷委員】

私自身が小学校の教員として長年勤務していました。勤務していた時は虐待を受けているのではと思う児童などもいました。しかし保護者は虐待をしているという意識はなく躰

の一環として行っているのですが、教師には家庭内のことなのでタッチしないでほしいという保護者も多くいました。教諭は多忙のため虐待に関する問題について、担任一人で担うとなると、どうしても対応がおぼつかなくなるため、体制として学校全体での対応が望ましいと思います。流れとしてどの学校もそのような体制へ移行していますが、まだまだ体制の強弱があるように感じます。

障がいのあるお子さんの担任をしていた際に、体罰を受けている形跡が見つかったことがあります。その時は校長先生と相談し保護者に来校してもらい、体罰は良くないことであるとお伝えしました。その時も保護者は躰であるという認識でしたが、お子さんが受ける心の傷は計り知れないものがあります。

学校は家庭と密接に関係しているので、児童虐待を発見しやすい場所であると思います。そういう意味でも教員のスキル向上も重要だと思います。

【澁谷会長】

アウトリーチについてのご意見が多く上がっています。学校として家庭の異常に気が付きやすい立場であっても踏み込んでいくスキルや体制作りが十分ではないという状況があるようです。虐待に気が付いてそこで何ができるか。またどのように連携をとっていくか、フロントラインに立つ方への支援や体制をどう手厚くしていくことが課題です。

【柴田委員】

先ほどの議論の中で親に課題があることで虐待が引き起こされるという話がありましたが、私は社会により虐待が引き起こされるという側面もあると思います。現在、4人の子どもの子育てをしておりますが、学校で起きた細かいことについてもよく連絡がきます。対応する親自身に余裕があれば対応できますが、様々な理由により余裕がない状況であれば対応が難しいと思います。何か問題が起こると、親の責任が問われますが、そのプレッシャーにより虐待を引き起こすこともあると思います。

関連して子どもの居場所づくりについて、子どもが友達と一緒に居場所を作ることでも大切ですが、同時に親のための居場所づくりも大切だと思います。子どもたちへの支援と並行して親への支援も充実させていってほしいと思っています。

【澁谷会長】

大切な視点からのご意見ありがとうございます。例えばネグレクトやヤングケアラーの問題などは社会的な問題とも言えると思います。家庭内で問題が起きても、社会が気付いて手助けをしなければならぬところを、家庭の問題として処理させている。親の責任だけではないところを区として考えなければならぬと思います。今までは視点を絞って議論していただきましたが、その他の主題についても、ご意見があればよろしくお願いします。

【田尻委員】

前回の会議の際にもお伝えさせていただいたのですが、いまま議論の中で障がいというキーワード多く出ました。お子さんを支援する中で、障がいのあるお子さんも多くいるなど感じています。そう言ったことも踏まえ本会議には障害福祉の所管課が必要だと思います。議論の流れで障がい児の通所に関する事も広く所管しているので、子どもに関する施策を話し合う上で必須だと思います。

【澁谷会長】

こども家庭庁の方でも障がい児に関する事は含まれております。本日の出席者の中に障がいに関する質問にご回答できる方がいらっしゃるのかもしれませんが、区でも抜け落ちないようにという意見でした。

【内山委員】

小児診療をしていると日本語を話せないお子さんを診療する機会が多くあります。そのようなお子さんも幼稚園や保育園などに通っていると思いますが、日本語を話せないことでコミュニケーションが取れず孤立していることも多いかと思えます。

また日本語を話せないお子さんの家庭では親御さんも日本語をしゃべれないことも多いという特徴があります。親御さん自身も日本語を使わずに済む環境形成ができていないことも多いため、家庭内で日本語を使う機会が少なく習得できない現状があるようです。

資料 3-2 主題 18（外国につながるのある児童期の子どもや保護者への支援）で日本語教室を充実していくと記載がありますが、対象者は小学生以上と言う理解で良いでしょうか。語学習得のためには3～5歳の期間が重要であるため、小学校に入ってから支援では遅いと思います。外国籍の乳幼児の日本語習得のための支援も充実させてほしいです。

【森谷委員】

両親とも外国籍の家庭の場合においては、おっしゃる通り日常生活で日本語を使用する必要がないため小学校に入学しても日本語に慣れていない場合も多いです。保護者に向けて紙でお知らせをしても伝わらず、必要な物を持って来ないお子さんも多くいます。

私の経験で小学校教諭をしていた時に卒業したのに、翌年度の4月1日に小学校に来てしまった児童もいました。確認をすると中学校の制服なども用意できていないようだったので、個別的に支援することで対応しました。

【鈴木国際都市多文化共生推進課長】

就学時前の児童に対する日本語支援に関する話がありましたが、当課において、「おおた国際交流センター」を運営しています。その中で就学前のお子さん達を対象とした「おおたこども日本語教室」を実施しています。この教室で日本語に慣れていただき、就学後は学校

でフォローをしていただく考えです。

また、外国籍の保護者の方から、学校からプリントをもらっても内容を理解できないというお話を伺っています。その対応として「学校プリントを読もう」という講座を行うなど、親御さんへの支援にも取り組んでいます。

【政木教育総務課長】

学校現場における外国籍のお子さんへの対応について説明させていただきます。先ほど説明申し上げた国際都市多文化共生推進課と連携して支援に取り組んでいます。入学に際し通知する「入学案内」については7か国語に翻訳し、どのご家庭でもご理解いただけるよう努めております。

また各学校で母国語が日本語でない児童への支援として、日常で使用する生活言語の習得を目的とした日本語教室を全校で開催しています。小学校低学年でそういった支援をすると、お子さんは日本語を早い段階で習得できますが、先ほどお話が合ったように親御さんは日本語の習得が難しい場合も多いと認識しています。しかしお子さんが日本語を習得すると、通訳のような役割を果たすことも多くあります。またお子さんだけに期待するのではなく、近年ではタブレットやインターネットを利用した翻訳システムなどを利用して対応しています。また外国語の講師などで英語以外も話せる方もいるので、そのような方たちに協力していただきながら支援をしております。

【斎藤委員】

ヤングケアラー事業について、国においても検討段階ではありますが、区の方で何かお話できることがありましたら教えてください。私の知り合いが従事しているヤングケアラー支援のモデル事業では、子どもの居場所を作って悩みを話すことが出来る場を作っています。そのような場を作っても、その居場所で過ごす時間に兄弟が家事を負担してしまうことがあるなど、まだまだ課題があるようです。また虐待の問題と同様に、支援が必要な家庭であっても親御さんが支援を拒否するケースも多いようです。

【澁谷会長】

ありがとうございます。ヤングケアラーについては様々な自治体で実態調査の結果が出ているところであります。今までは保育サービスの需要にどう応えていくかが議論のメインでしたが、学齢期も含めて在宅子育て家庭をどうバックアップしていくかが重要になります。そのためには地域の資源である学校や幼稚園などの力をどう活用していくかが重要です。子ども・子育て会議で扱う範囲も深く重たくなっていくことと思います。引き続き委員の皆様には様々なご意見をご発出いただき、区の施策形成のバックアップをしていただければと思います。

3 その他

(1) 不登校児童・生徒の居場所について

【志賀統括指導主事】

資料4-1により説明

＜主な質疑・意見＞

なし

(2) 【情報提供】令和5年度こども家庭庁関係当初予算案

【飛田経営計画係長】

資料4-2により説明

＜主な質疑・意見＞

なし

4 こども家庭部長挨拶

【有我こども家庭部長】

本日は活発なご意見・ご議論いただきましてありがとうございます。本会議が今期の子ども・子育て会議の最終回になります。今期の2年間はコロナ禍ということもありまして、色々な制約がある中で試行錯誤をしながら会議を運営してまいりました。本会議でご議論いただいた事を今後は反映していきたいと考えております。この間、委員の皆様におかれましては保護者や支援者の立場から貴重なご意見を賜りました。

冒頭の澁谷会長からのご挨拶でもありましたが、こども家庭庁の開設など国の動きも活発となっています。先週には東京都の予算が公表され様々な新規事業が予定されています。また先進的な取り組みを行う自治体では斬新な取り組みが講じられているところではあります。そのすべてが大田区にそのまま適用するものではありませんが、こういったものを参考にしながら地に足をついた大田区ならではの施策を検討し構築してまいりたいと思います。

今期の会議は本日が最終回となりますが、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。